

徳島県地方税電子申告システム等 A S P サービス提供業務仕様書

1 委託業務の名称

徳島県地方税電子申告システム等 A S P サービス提供業務（以下「委託業務」という。）

2 業務委託の内容

徳島県における地方税電子申告・電子納税及び国税データの連携業務の適正かつ安定稼働を維持することを目的として、地方税共同機構が運営する e L T A X ポータルセンタと連携し、L G W A N 回線を利用して、徳島県に設置する地方税の電子申告・電子納税に関する審査システム等操作端末（以下、「クライアント端末」という。）と、受託者が運営するインターネットデータサービスセンタ（以下、「データセンタ」という。）内に設置された審査システムサーバ及び国税連携サーバを接続し、電子申告データ等の審査及び国税データの送受信等を行う A S P 方式によるコンピュータサービスを提供するものとする。

（1）対象サービスの基本的内容

- ① 地方税共同機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、認定委託先事業者として認定された事業者が提供する、次に掲げるサービスの初期導入（データ移行を含む。）及び運用に関すること。
 - ・地方税電子申告システムに係る電子申告・電子納税サービス
 - ・国税連携システムに係る国税連携業務に関するサービス
 - ・電子申請・届出に関するサービス
- ② ①に掲げるサービスに係る技術上の支援を実施すること。
- ③ 電子申告システムに係るクライアント端末は、最低 2 5 端末とする。
国税連携システムに係るクライアント端末は、最低 1 5 端末とする。
- ④ 試験（テスト）環境を有するものとし、随時、利用可能であること。
- ⑤ 令和 7 年度において、以下の作業を行うこと。
 - ・e L T A X 5 期更改及び令和 9 年 4 月以降に開始が予定されている納税通知書等の電子化について、情報提供、問合せ対応を行うこと。
 - ・地方税法令上に明文規定を有する申告・申請手続のデジタル対応（令和 7 年中対応分）について、審査サーバへの機能追加対応、団体連動試験の支援、問合せ対応を行うこと。

（2）データの管理

- ① 受託者は、データセンタ内に設置されたサーバに格納した電子申告等に関するデータについて、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- ② 受託者は、電子申告等の審査システムに関するデータを 1 0 年間、データセンタ内に設置されたサーバに保存するものとする。
- ③ 受託者は、国税連携業務で格納されるデータ（イメージデータを含む。）を最低 2 年間、データセンタ内に設置されたサーバに保存するものとし、当該期間経過後は記録媒体等により当初格納から 1 0 年間保存し、必要に応じて照会できるようにしておくものとする。
- ④ 受託者は、サーバに格納された電子申告等に関するデータを記録媒体等に移す場合には、事前に徳島県に連絡することとする。
- ⑤ 委託業務終了後、当該受託者が継続して委託業務を行わない場合は、受託者は地方税

共同機構が策定した方法に従い、自らの責任と負担において確実にデータ移行等の作業を実施すること。

(3) 初期導入作業計画書の策定

初めて、当該委託業務を受託する場合は、令和7年12月8日から利用できるよう、契約締結後速やかに初期導入作業計画書を策定し、徳島県に提出すること。

計画書の策定にあたっては、次の事項を記載すること。

- ① 事前にスケジュールが指定されている地方税共同機構との間で実施するシステム導入試験等に対応する期間に関すること。
- ② クライアント端末が正常に動作するための期間に関すること。
- ③ 受託者の審査サーバへのデータ移行期間に関すること。

(4) 総合運転試験の支援業務

地方税共同機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」などに基づき、徳島県が実施する総合運転試験についての支援を行うこと。

(5) 導入及び運用に関するスケジュール

地方税共同機構が提示している運用スケジュールに準ずること。

(6) 国税連携システムにおけるデータ抽出

国税連携データのうち、サーバ保存期間を経過し記録媒体に保存したデータについて、課税事務に必要な場合は、原則として、依頼日の翌営業日までに、データ抽出・提供が可能であること。

3 運用保守体制

- (1) 受託者は、導入時及び運用時並びにシステム障害時においてサポートを提供することができる体制を整えることとし、迅速かつ的確な対応を図るために、当該業務に対応できる保守担当者を確保するとともに、連絡体制図を作成し、徳島県の承認を受けるものとする。

- (2) 受託者は、地方税共同機構がシステムのバージョンアップを行う場合には、地方税共同機構の指示に基づき必要な作業を実施するものとする。また、クライアント端末に対し、徳島県の担当者がバージョンアップを行う場合は、情報共有ツールを用いるなど簡易な方法で実施できるよう努めること。

4 業務委託の期間

委託期間は、令和7年12月8日から令和10年12月31日までとする。

5 業務の時間

業務の時間は、原則として、土・日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までとする。

ただし、地方税共同機構のe L T A Xポータルセンタ運用時間が変更された場合はそれに準じた運用時間とする。

また、重大な障害やその他緊急を要する場合については、この限りではない。

6 責任の制限

受託者は、次に掲げる損害については、責任を負わないこととする。

- (1) 徳島県が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
- (2) 天災等不可抗力により生じた損害

7 公表

本契約又は本サービス（業務）に関し、徳島県が第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等について、徳島県と受託者が事前に協議の上、定めるものとする。

ただし、徳島県又は受託者は、地方税共同機構から本契約関係の状況を確認する求めがあった場合には、事前の協議を要することなく、本契約書の写しを地方税共同機構に提供するものとする。

8 委託業務完了報告書

委託業務完了報告書の種類及び報告期日は次のとおりとする。

報 告 書 の 種 類 等	報 告 期 日
地方税電子申告システム等ASPサービス初期導入作業完了報告書 ※初めて当該委託業務を受託する場合のみ	初期導入作業完了後、10日以内
地方税電子申告システム等ASPサービス運用作業完了報告書（毎月） ※バージョンアップ作業履歴、障害発生の有無 ・対応内容に関する作業など特に報告が必要な内容については随時	毎月の運用作業完了後、10日以内

9 その他

業務内容に変更が生じた場合は、徳島県と受託者が協議し、契約条件の変更等について定めることとする。また、この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、徳島県と受託者が協議して定める。